

令和5年9月1日

## 海面における漁業権の免許について

令和5年5月29日に公表した鳥取海区漁場計画(以下「海区漁場計画」という。)に定める漁業権の内容たる漁業について、次のとおり免許しました。

- 1 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海共第1号
  - (1) 免許番号 海共第1号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
代表者  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫  
共有者  
鳥取県岩美郡岩美町大字田後68番地  
田後漁業協同組合  
代表理事組合長 田渕 幸一
  - (3) 免許の内容 海区漁場計画1(1)ア～ウのとおり
  - (4) 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
  - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 2 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海共第2号
  - (1) 免許番号 海共第2号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
  - (3) 免許の内容 海区漁場計画1(2)ア～ウのとおり
  - (4) 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
  - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 3 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海共第3号
  - (1) 免許番号 海共第3号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
  - (3) 免許の内容 海区漁場計画1(3)ア～ウのとおり
  - (4) 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
  - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで

- 4 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海共第5号
  - (1) 免許番号 海共第5号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
代表者  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫  
共有者  
鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕1735番地先  
赤碕町漁業協同組合  
代表理事組合長 祇園 行裕
  - (3) 免許の内容 海区漁場計画1（4）ア～ウのとおり
  - (4) 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
  - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 5 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海共第6号
  - (1) 免許番号 海共第6号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県米子市葭津1866-1  
米子市漁業協同組合  
代表理事組合長 武良 賢治
  - (3) 免許の内容 海区漁場計画1（5）ア～ウのとおり
  - (4) 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
  - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 6 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海共第8号
  - (1) 免許番号 海共第8号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
  - (3) 免許の内容 海区漁場計画1（6）ア～ウのとおり
  - (4) 条件 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
  - (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- 7 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第1号
  - (1) 免許番号 海区第1号
  - (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合

代表理事組合長 景山 一夫

(3) 免許の内容 海区漁場計画1 (7) ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 個別漁業権

8 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第2号

(1) 免許番号 海区第2号

(2) 漁業権者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地

鳥取県漁業協同組合

代表理事組合長 景山 一夫

(3) 免許の内容 海区漁場計画1 (8) ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 個別漁業権

9 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第3号

(1) 免許番号 海区第3号

(2) 漁業権者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県岩美郡岩美町大字田後68番地

田後漁業協同組合

代表理事組合長 田渕 幸一

(3) 免許の内容 海区漁場計画1 (9) ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

10 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第4号

(1) 免許番号 海区第4号

(2) 漁業権者の住所及び氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地

鳥取県漁業協同組合

代表理事組合長 景山 一夫

(3) 免許の内容 海区漁場計画1 (10) ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 1 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第5号

(1) 免許番号 海区第5号

(2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地

鳥取県漁業協同組合

代表理事組合長 景山 一夫

(3) 免許の内容 海区漁場計画1(11)ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 2 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第6号

(1) 免許番号 海区第6号

(2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地

鳥取県漁業協同組合

代表理事組合長 景山 一夫

(3) 免許の内容 海区漁場計画1(12)ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。

(イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

(5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで

(6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 3 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第7号

(1) 免許番号 海区第7号

(2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地

鳥取県漁業協同組合

代表理事組合長 景山 一夫

(3) 免許の内容 海区漁場計画1(13)ア～ウのとおり

(4) 条件

(ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜

間にあつては灯火による標識によるものとする。

- (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 4 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第8号

- (1) 免許番号 海区第8号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（14）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 5 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第9号

- (1) 免許番号 海区第9号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（15）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 個別漁業権

1 6 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第10号

- (1) 免許番号 海区第10号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（16）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。

- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 7 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第11号

- (1) 免許番号 海区第11号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（17）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 8 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第12号

- (1) 免許番号 海区第12号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（18）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

1 9 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第13号

- (1) 免許番号 海区第13号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（19）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

20 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海区第14号

- (1) 免許番号 海区第14号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（20）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
- (6) 団体漁業権又は個別漁業権の別 団体漁業権

21 海区漁場計画の公表の際の公示番号 海定第1号

- (1) 免許番号 海定第1号
- (2) 漁業権者の住所及び氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）  
鳥取県鳥取市賀露町西四丁目1806番地  
鳥取県漁業協同組合  
代表理事組合長 景山 一夫
- (3) 免許の内容 海区漁場計画1（21）ア～ウのとおり
- (4) 条件
  - (ア) 船舶の安全航行のため漁具標識を設置しなければならない。ただし、夜間にあつては灯火による標識によるものとする。
  - (イ) 公共事業等の円滑な実施に協力し、公益の確保に努めなければならない。
- (5) 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで